

【参考資料】令和3年度 税額控除の種類

■調整控除

課税総所得金額 + 課税山林所得 + 課税退職所得 =【A】	200万円以下	・【A】 ・所得税と住民税の人的控除差の合計額	} どちらか小さい方 ×5%
	200万円超	・{所得税と住民税の人的控除差の合計額 - (【A】 - 200万円)} × 5% ※2,500円未満になる場合は2,500円とする。	

■住民税・所得税の人的控除差額一覧表

所得控除の区分		所得税	住民税	差額	
基礎控除	～ 2,400万円	48万円	43万円	5万円	
	2,400万円超～2,450万円	32万円	29万円	3万円	
	2,450万円超～2,500万円	16万円	15万円	1万円	
配偶者控除	普通	～ 900万円	38万円	33万円	5万円
		900万円超～950万円	26万円	22万円	4万円
		950万円超～1,000万円	13万円	11万円	2万円
	老人	～ 900万円	48万円	38万円	10万円
		900万円超～950万円	32万円	26万円	6万円
		950万円超～1,000万円	16万円	13万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金 480,001円～499,999円	～ 900万円	/	5万円	
		900万円超～950万円		4万円	
		950万円超～1,000万円		2万円	
	500,000円～549,999円	～ 900万円		3万円	
		900万円超～950万円		2万円	
		950万円超～1,000万円		1万円	
扶養控除	普通	38万円	33万円	5万円	
	特定	63万円	45万円	18万円	
	老人	48万円	38万円	10万円	
	同居老親	58万円	45万円	13万円	
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円	
	特別	40万円	30万円	10万円	
	同居特別	75万円	53万円	22万円	
寡婦控除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	父親	/	1万円		
	母親		5万円		
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	

<調整控除計算例>

納税義務者の課税総所得金額が195万円で

- ・ 普通配偶者控除
- ・ 特定扶養控除
- ・ 普通扶養控除
- ・ 基礎控除

} を受けている場合



人的控除の差はそれぞれ…

普通配偶者控除	5万円
特定扶養控除	18万円
普通扶養控除	5万円
基礎控除	5万円

計 33万円 33万円 × 5% = 16,500円・・・調整控除額

■税額控除

●配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の表の率を乗じた金額が、所得割から差し引かれます。ただし、申告分離課税を選択した場合は適用されません。

種類		課税総所得金額			
		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分		
		市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投 資 信 託 等	外 貨 建 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
	外 貨 建 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%

●配当割等控除

前年に配当割等を特別徴収された所得を申告した場合に所得割から控除し、控除しきれない場合は均等割に充当されます。充当しきれなかった額については還付となります。

●外国税額控除

外国の法令により課された所得税・住民税に相当する税と、日本国において課される所得税・住民税とで¥480,001円～499,999円

●住宅借入金等特別税額控除（住民税の住宅ローン控除）

対象者は、前年分の所得税で住宅ローン控除の適用を受けた下記の居住開始年月日の方です。

平成21年から令和3年12月までに入居の方

※平成19年及び平成20年中に入居された方については、住民税の住宅ローン控除適用がない代わりに、所得税の住宅ローン控除適用期間について10年又は15年のいずれかを選択できる特例措置が適用されています。

※居住年月日が令和元年10月から令和2年12月の場合、控除期間3年延長。各年において、

①建物購入価格の2/3%、②年末残高の1%のいずれか少ない額が控除されます。

■控除額の算出

(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引き切れなかった額

(2) 居住年月日が平成26年3月31日以前の場合は、前年分の所得税の課税総所得金額等に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

居住年月日が平成26年4月1日から令和3年12月31日までで、当該住宅の取得等が消費税率8%又は10%の特定取得である場合には、前年分の所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た額（最高136,500円）ただし、住宅取得にかかる消費税率が5%の場合は、所得税の課税所得金額等に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

※ (1)(2)のいずれか少ない金額を所得割額から控除します。

●寄附金税額控除

次に掲げる寄附金を支出したときは、下記の計算式により算出した額が所得割から差し引かれます。

計算式 { 寄附金の額（総所得金額等の30%を限度） - 2,000円 } = (A)

寄 附 先	市区町村 都道府県	日赤北海道支部 北海道共同募金会	苫小牧市・北海道が条例で定める 公益法人等
基本控除	(A) × 10%	(A) × 10%	苫小牧市が条例で定める寄附 (A) × 6% 北海道が条例で定める寄附 (A) × 4%
特例控除	(A) × (90% - 所得税の限界税率) ※個人住民税所得割の2割を限度	—	—

※市区町村・都道府県へ寄附したときに限り、基本控除に加えて、特例控除の適用を受けることができます。